

一般社団法人岩手県社会福祉士会 委員会の設置及び運営に関する規則

規則第8号

2021年6月6日制定

2022年6月5日改定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人岩手県社会福祉士会(以下「本会」という。)定款第4条に規定する本会の事業を円滑に実施するための委員会の設置及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「委員会」とは、委員会及び研究会等の名称を問わず、本会事業の企画・研究・調査等の推進を目的として設置する機関をいう。

(委員会の区分)

第3条 委員会を次のとおり区分する。

- (1) 調査・研究を目的としその企画運営を担う委員会
- (2) 本会の事業・実務の推進を目的としその企画運営を担う委員会
- (3) その他特務事項の遂行を目的として一定期間特別に設置される委員会

(適用の除外)

第4条 この規則は、既に本会定款その他の規則等により個別に規定されている委員会及び助成金事業等の運営のために設置された委員会には適用しない。ただし、本会定款その他の規則等により個別に規定されている委員会においても、以下の各条項の具体的規定が定められていないものについては、この規則を適用するものとする。

(委員会の設置)

第5条 委員会を新たに設置するときは、理事または事務局長による起案に基づき理事会に申請し、承認を受けなければならない。

2 前項の申請に当たっては、目的・事業計画・予算・委員長及び委員人数構成等の案について明確にしなければならない。

(委員長の選任)

第6条 委員長は、委員中から委員の互選により選任する。

2 委員長は、原則として本会の理事に就任する。

3 委員長が欠けたときは委員の中からすみやかに後任の委員長を選任しなければならない。

4 委員長は複数の委員会を兼任しないものとする。ただし、理事会で必要と認められた場合はその限りではない。

(委員長の任期)

第7条 委員長の任期は、本会定款第23条に規定された理事の任期と同一の2年とし、再任を妨げな

い。

- 2 委員長は、任期満了または辞任後においても、後任者が就任するまでの間、その職務を行わなければならない。

(委員長の解任)

第8条 委員長が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において3分の2以上の議決に基づき、解任することができる。この場合、その委員長に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他委員長としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(委員会の解散)

第9条 委員会を終了あるいは解散するときは、委員長の申請に基づき理事会の承認を経なければならない。

- 2 ただし、第3条第1号及び第3号に区分される委員会については、理事会がその終了あるいは解散する時期を決定することができる。
- 3 第1項の申請に当たっては、その理由について明確にしなければならない。

(委員会の責務)

第10条 委員長は、当該委員会の年度事業計画・予算、ならびに年度事業報告・決算を作成し、会長に提出するものとする。

- 2 委員長は、委員会開催の都度遅滞なく議事録を作成するものとする。
- 3 委員長は、委員会活動の進捗状況及び収支状況を明らかにし、必要に応じて理事会に報告するものとする。

(副委員長)

第11条 委員長は、委員会において運営上必要があると認めるときは、副委員長を委員の中から選任することができる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき、後任の委員長が理事会で選任されるまでの間その職務を代行する。

(委員)

第12条 委員は2名以上とし、原則として本会会員とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会員以外の社会福祉士を委員に任命することができる。

(個別運営)

第13条 委員長は、以下の各号を、所轄する委員会について個別に決定し内規運用するものとする。

- (1) 委員の人数構成
- (2) 委員の解任・補充
- (3) 委員の公募方法
- (4) 委員の任期(ただし、原則として1年以上とする。)
- (5) 委員会の開催方法

(6) 部会の設置

(7) 議決の方法

2 ただし、第3条第2号及び第3号に区分される委員会については、前項の規定にかかわらず、理事会は前項各号について決定し指定することができる。

(会計)

第14条 委員会の経費は、本会委員会活動費及び参加費、寄付金等による。

2 委員会の事業計画及び予算案は、その内容を本会理事会に提出する。

3 委員会の事業報告及び決算案は、その内容を本会理事会に提出する。

4 委員会独自に委員会会費を徴収することはできない。

(活動費の交付)

第15条 本会は、委員会活動費を理事会が別に定める算出基準に基づき委員会活動事業費の予算の範囲内で委員会に交付する。

2 委員会は、前項に規定する算出基準とした事業を実施できなかった場合は、その執行残額の全額を当該年度中に本会に返還しなければならない。

(費用弁償)

第16条 委員会活動に伴う旅費等費用の弁償事項は、別に定める「一般社団法人岩手県社会福祉士会費用弁償に関する規則」の規定に従う。

(改廃)

第17条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は、2021年6月6日より施行する。

附 則

1 この規則は、2022年6月5日より施行する。